

改正 令和4年7月11日条例第32号

長野県中小企業振興条例をここに公布します。

長野県中小企業振興条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第11条）

第2章 基本的施策

第1節 中小企業者の経営の向上及び改善等（第12条―第15条）

第2節 創業並びに次世代産業の創出及び集積等（第16条―第18条）

第3節 地域に根差した産業の振興等（第19条―第21条）

第4節 小規模企業者の事業の振興（第22条）

第5節 雇用の機会の確保等（第23条―第25条）

第6節 産学官連携等の推進等（第26条―第31条）

附則

長野県の中小企業は、産業発展の原動力であり、地域社会を担う重要な存在である。

長野県は、美しい自然環境、豊かな農林水産物、先人の努力の賜物である健康長寿、勤勉で教育を重んじる県民性等に恵まれている。長野県の産業は、こうした強みを生かしてこれまで大きな発展を遂げてきており、今後も次世代産業の創出等を通じて一層飛躍していく可能性を秘めている。長野県の産業は、その基幹産業が明治期の製糸工業から戦後の精密機械工業、それから加工組立型産業へと変遷するなど、巧みにその構造の転換を図りつつ発展してきており、近年は、自動車産業の電装化分野へと展開している。そして、地域に根差した様々な産業の発展により、地域の雇用が生まれ、地域経済が支えられ、地域の伝統技能が継承され、地域の人々の暮らしが守られている。こうした産業の発展とそれによる地域社会の安定に大きく貢献しているのは、進取の気性に富み、旺盛な企業家精神に溢れる中小企業者である。

現在、大きな社会経済情勢の変化の中で、中小企業者は、時代の変化にしなやかに対応し、新たな分野への進出等に果敢に挑戦し、産業イノベーションを巻き起こすことが期待されている。さらに、志の高い起業家が、その創意工夫と努力により事業を開拓したり、県民等の多様な主体と協働して地域社会の課題解決を図る新しい事業の形が生まれることも期待される。

こうした中小企業者が挑戦し、中小企業が発展していく物語は、未来を担う子どもたちに夢や希望を与えるに違いない。そして、その発展の先には、年齢、性別、国籍及び障害の有無にかかわらず、県民一人一人がそれぞれの能力を発揮して、生き生きと働き続けることができる社会が期待できる。

そのためには、中小企業者の自主的な経営努力に加え、県民の理解と協力の下、県、国、市町村と関係団体等が連携して、中小企業者の挑戦を応援していくことが必要である。

ここに、中小企業者が未来への希望を持ち、新たな挑戦を行うことにより、一層発展することを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的な中小企業の振興を図り、もって地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者であつて、県内に事務所又は事業所（次号において「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、県内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業関係団体等 一般社団法人長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、一般社団法人長野県商工会議所連合会、商工会議所、長野県商工会連合会、商工会、商店街振興組合その他の中小企業関係団体及び公益財団法人長野県産業振興機構をいう。
- (4) 大企業者 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者以外の事業者（金融機関等を除く。）をいう。
- (5) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、公共職業能力開発施設及び研究機関をいう。
- (6) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関及び長野県信用保証協会をいう。
- (7) 労働団体 労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。
- (8) 関係団体等 第3号から前号までに掲げる団体等をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者が自主的に経営革新等による経営の向上及び改善に取り組むことが促進されるようにするとともに、県産品の利用が地域の経済循環を創出し、中小企業の発展に資することに鑑み、その積極的な利用が図られるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 中小企業の振興は、創業並びに次世代産業の創出及び集積が行われることなどにより産業イノベーションの創出（新たな製品又はサービスの開発等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出することをいう。次条第1項において同じ。）が促進されることにより、行われなければならない。
- 3 中小企業の振興は、地域に根差した、又は地域資源を活用した産業が発展することを旨として、行われなければならない。
- 4 中小企業の振興は、小規模企業者が地域経済の安定、次世代産業の創出等に重要な役割を果たしていることに鑑み、その自助努力を基本としつつ、その経営資源が

確保されることに配慮し、その経営の規模及び形態等に応じその活力が最大限に発揮されることに留意して行われなければならない。

5 中小企業の振興に関する施策は、年齢、性別、国籍及び障害の有無にかかわらず就業を希望する者に雇用の機会が確保され、並びに中小企業における労働環境が整備されるとともに、中小企業を担う人材の育成及び確保が図られることに留意して、行われなければならない。

6 中小企業の振興に関する施策は、県、国、市町村、中小企業者及び関係団体等が相互に連携するとともに、県民が協力することにより、推進されなければならない。
(県の責務)

第4条 県は、特に産業イノベーションの創出が図られることに留意して、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、中小企業の振興に関する施策の策定に当たっては、中小企業者及び中小企業関係団体等の意見を反映するよう努めるものとする。
(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的に経営革新等による経営の向上及び改善を図るとともに、地域貢献活動の実施に努めなければならない。

2 中小企業者は、自らの特長を知り、相互に、又は関係団体等と連携し、その経営能力並びに製品及びサービスの開発能力を高め、新たな事業分野への進出を図るよう努めなければならない。

3 中小企業者は、労働者の積極的な雇用及び育成並びにその労働環境の整備に努めなければならない。

4 中小企業者は、その経営能力の向上等を図るため、中小企業関係団体へ積極的に加入するよう努めなければならない。

5 中小企業者は、その事業活動において原材料及び物品を調達する場合には、県産品を購入するよう努めなければならない。
(中小企業関係団体等の役割)

第6条 中小企業関係団体等は、中小企業者の経営能力の向上並びにその製品及びサービスの開発能力の向上に資するため、特に小規模企業者に配慮して、相談、指導、技術支援、研修等を行うとともに、関係団体等が連携する体制を構築する役割を果たすよう努めるものとする。
(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、その事業活動と中小企業者の事業活動とが相互に依存している関係にあること及びその業種を問わず中小企業者の経営に大きな影響力を持つことに鑑み、中小企業関係団体への加入等を通じて中小企業者との意思疎通を図りつつ、中小企業者が供給する原材料、製品及びサービスの利用並びに中小企業者への技術支援等を行う役割を果たすよう努めるものとする。
(教育機関等の役割)

第8条 大学及び研究機関は、中小企業者と連携して研究開発を行うとともに、既に大学を卒業した者も対象とした高度な専門的知識及び技術を養成するための教育を行う役割を果たすよう努めるものとする。

2 学校及び公共職業能力開発施設は、児童、生徒、学生等の健全な勤労観及び職業観を形成するための教育等を行う役割を果たすよう努めるものとする。

3 職業教育を行う学校及び公共職業能力開発施設は、技術及び技能を養成するための実践的で充実した教育等を行う役割を果たすよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第9条 金融機関等は、相談、融資等を通じて中小企業者の経営の向上及び改善並びにその事業の成長発展を支援する役割を果たすよう努めるものとする。

(労働団体等の役割)

第10条 労働団体は、労働者の一層の勤労意欲の向上等を通じて中小企業の発展を図るため、中小企業者が行う労働環境の整備等に協力する役割を果たすよう努めるものとする。

2 中小企業の労働者は、中小企業が重要な存在であることを理解し、その就業する中小企業の将来をその経営者とともに考え、当該中小企業における自らの役割を自覚し、自らの能力の向上を図ることを通じて、中小企業の発展に寄与する役割を果たすよう努めるものとする。

(県民の役割)

第11条 県民は、県産品の利用等が中小企業の発展に資することを理解し、その積極的な購入等を行うことによりその発展に寄与する役割を果たすよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

第1節 中小企業者の経営の向上及び改善等

(受注機会の増大及び県産品の積極的な購入)

第12条 県は、工事の発注並びに物品及びサービスの調達に当たっては、中小企業者の受注の機会が増大するよう配慮するとともに、県産品の積極的な購入に努めるものとする。

(販路の拡大等)

第13条 県は、中小企業者の経営革新等による経営の向上及び改善を図るため、新たな製品又はサービスの開発に対する支援、国内外において販路を拡大するための支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の販路を拡大するための支援は、中小企業者への商談の機会の提供、中小企業者がその事業基盤を県内に維持しつつ行う国内外における事業展開への支援その他の必要な措置を講ずることにより行うものとする。

(融資及び相談の実施等)

第14条 県は、前条に定めるもののほか、中小企業者の経営の向上及び改善を図るため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 融資及び相談の実施

(2) 輸送条件その他の立地条件の変化に対応した産業基盤の整備

(3) 中小企業者が行うエネルギーの使用の合理化に資する取組への支援

(4) 下請中小企業者に対する公正な取引を推進するために必要な措置

(災害の発生後における事業継続の支援)

第15条 県は、中小企業関係団体及び金融機関等と連携し、中小企業者が災害の発生後も円滑に事業を継続することができるよう、その事業継続計画の策定の支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第2節 創業並びに次世代産業の創出及び集積等

(創業の促進)

第16条 県は、創業を促進するため、創業に関する情報提供、相談、融資その他の必

要な措置を講ずるものとする。

(次世代産業の創出の促進)

第17条 県は、地域における次世代産業の創出を促進するため、製品及びサービスの開発及び高付加価値化に対する支援、融資その他の必要な措置を講ずるものとする。

(企業の立地及び定着等の促進)

第18条 県は、次世代産業の集積等により地域における中小企業の発展を図るため、市町村、県内企業、大学及び金融機関等と連携し、県内への企業の立地を促進するとともに、県内に立地した企業の定着及び発展を図るため、当該企業と十分な意思疎通を図りつつ、研究開発への支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3節 地域に根差した産業の振興等

(商業及びサービス業等の振興)

第19条 県は、地域に根差した商業及びサービス業が地域社会に果たす役割の重要性に鑑み、商業及びサービス業を担う中小企業の振興を図るため、商店街に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、地域に根差した建設産業を担う中小企業の振興を図るため、その技術の向上及び継承の取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地場産業の振興)

第20条 県は、食品、伝統的工芸品等に係る地場産業を担う中小企業の振興を図るため、販路の拡大、その技術の高度化及び継承の取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(観光産業等の振興)

第21条 県は、地域資源を活用した観光産業を担う中小企業の振興を図るため、国内外からの誘客の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、地域資源を活用した農林水産業を担う中小企業の振興を図るため、販路の拡大その他の必要な措置を講ずるものとする。

第4節 小規模企業者の事業の振興

(小規模企業者の事業の振興)

第22条 県は、小規模企業者の事業を振興することにより地域経済の安定、次世代産業の創出等を図るため、その事業環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第5節 雇用の機会の確保等

(雇用の機会の確保等)

第23条 県は、中小企業における雇用の機会を確保するため、就業を希望する者に対する情報提供、職業紹介その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、中小企業における労働環境の整備を促進するため、啓発活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第24条 県は、中小企業を担う人材の育成及び確保を図るため、公共職業能力開発施設の充実、中小企業者の需要に応じた職業訓練の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(後継者の育成等)

第25条 県は、中小企業関係団体等及び金融機関等と連携し、中小企業者が円滑に事業の承継を行うことができるよう、その後継者の育成、後継者がいない中小企業者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第6節 産学官連携等の推進等

(産学官連携等の推進)

第26条 県は、中小企業の製品及びサービスの開発及び高付加価値化等を促進し、ひいては次世代産業を創出するため、関係機関等の連携を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(市町村との連携等)

第27条 県は、中小企業の振興に関し、市町村との連携を強化するとともに、市町村に対し、その中小企業の振興に関する施策についての助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(広報活動の充実等)

第28条 県は、県民等の中小企業の振興に関する理解を深めるとともに、中小企業者の受注の機会の増大及び県産品の積極的な購入が図られるようにするため、広報活動の充実、優れた中小企業者の顕彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究)

第29条 県は、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を実施するものとする。

(財政上及び税制上の措置)

第30条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上及び税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第31条 知事は、毎年、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、その概要を公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。